

NO	項 目	質 問	回 答
1	補助対象事業者	県外に本社を置き、県内に事業所がある事業者は、補助対象事業者となりますか。	岡山県内に事業所を有していれば補助対象事業者となります。ただし、県内の事業所で実施する事業が補助対象となります。
2	補助対象経費	中古備品等は対象になるか。	対象となりません。
3	補助対象経費	改修工事で、既存の共用トイレを構造変更し、男女分離改修する場合は、改修工事に要した経費は全額補助対象経費となるか。（工事費に関して男性部分のものも算定されているか不明な場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性専用部分の設備に関する経費については対象外です。</li> <li>・工事費に関しては、トイレ全体の面積に占める女性専用部分の面積割合に応じて工事費を按分し算出のうえ、女性専用部分の工事費を申請してください。</li> </ul>
4	補助対象経費	建設現場に設置する従業員女性用仮設トイレは対象となるのか。	各施設に常設して使用するものが対象、また自社物件ではないため対象外です。
5	補助対象経費	ベビールーム(子供連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース)の設置はその他知事が認めるものとして対象となるか。トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室以外はすべて協議の上で決定か。	<p>その他知事が認めるものについては、女性専用施設に限られます。したがって、授乳室や搾乳室は、対象となります。 個別の案件については、事前にご相談ください。</p> <p>申請については、応募段階では受付させていただき、審査の結果、交付決定の段階で対象外経費となることがあります。</p>
6	補助対象経費	現在、会議室や倉庫となっていたものを休憩室へ新たに変更する場合は新設となり補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室や倉庫、給湯室など別の用途で使用していたものを休憩室へ新たに変更する場合は、対象となります。 (整備後、休憩室であることが分かるようにプラスチック製のプレート等で明示いただく必要があります)</li> </ul>
7	補助対象経費	2階が自宅、1階が事業所の場合、事務所部分のトイレの改修は補助対象となりますか。	事業用として使用している場所と自宅部分が明確に分かれている上でそれぞれにトイレがあり、従業員しか使用しない場合は補助対象となります。 (顧客が使用するものは対象外)
8	補助対象経費(値引き等)	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。	原則、値引きの記載はせず、値引き後の単価・経費で記載してください。値引きの記載がある場合、どの費目(補助対象経費、工事費等の補助対象外経費)からの値引きであるか明示してください。
9	補助対象経費	男女共用の手洗い場は対象になるか。	共用のものは補助対象なりません。
10	補助対象経費	既存の男女共用トイレを改修し、浄化槽が新しくなる場合には工事費は対象となるか。	共用のものは対象外となるため、浄化槽も対象外となります。
11	補助対象経費	女性用トイレの改修を検討している。ウォシュレットのような機能を追加し、併せて汚くなつたトイレの壁の補修も併せて行っても大丈夫か。	新たな機能の追加を伴う改修は対象となりますが、古くなった部分の単なる更新は対象外となります。ただし、配線工事等に伴う壁の改修など、機能の追加に関係があるものであれば対象となる可能性があります。
12	補助対象経費	追加申請は可能か。	1団体1申請となっています。
13	補助対象経費	女性職員が増えたため女性専用更衣室を整備しようと考えているが、備品の購入は対象となるか。	女性専用更衣室の新設、改修に伴って新たにロッカー等を購入するのであれば対象となります。(既にある備品の更新は対象外) また、新たに女性専用更衣室を作る場合は対象だが、既に女性のみが使用している場合は対象外となります。
14	補助対象経費	基本的な入れ替えに発生する撤去費や移設費、運搬費や処分費(廃棄費)も対象経費となるか。	対象となります。
15	補助対象経費	見積書は男性用、女性用の合算のものでもいいか。	補助対象は女性用のみなので、それぞれ行を分けて分かるように申請をしてください。(※別見積もりに分けないでください。)